

～総合治水条例に基づく
地域総合治水推進計画～

1 条例化に至った背景

- 度重なる大雨がもたらす甚大な浸水被害
- 大雨が発生する頻度の増加
- 洪水氾濫域に人口・資産が集中
- 人口高齢化等による浸水被害構造の深刻化



今までよりも浸水被害が拡大

河川・下水道の整備を基本とした『これまでの治水』での対応で、浸水被害を防ぐことが困難に

1 条例化に至った背景

河道拡幅・雨水管整備等を行う「河川下水道対策」

ながす

+

雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる「流域対策」

ためる

+


浸水した場合の被害を軽減する「減災対策」

そなえる

総合治水

1 条例化に至った背景

- 「総合治水」の理念の具体化
- 武庫川における先進的取組の全県展開



全国では昭和50年代から始まり、武庫川では平成12年から検討が始まった総合治水であるが、従来は、「総合治水」の具体的な取組を押し進めるための根拠が無かった

県、市町、県民が協働して総合治水に取り組むための「よりどころ」となる条例を制定

全国初の「総合治水条例」
平成24年4月施行

2 総合治水条例の概要

(1) 目的

- ① 総合治水の基本理念を明らかにする。
- ② 総合治水に関するあらゆる施策を定める。
- ③ 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する。



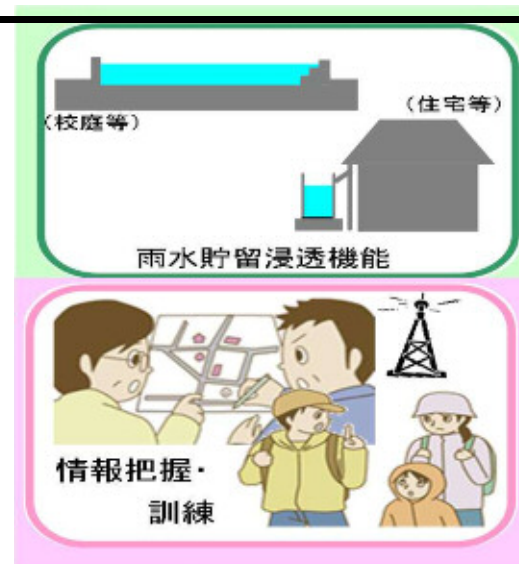
全体61条から成る条例

2 総合治水条例の概要

県民・民間の責務

① 県・市町・県民の責務を明確化

県・市町・・・施策の策定・実施
県民・・・雨水貯留、災害への備え、
施策への協力等



② 一定規模以上の開発行為を行う開発者等に対し 「重要調整池」の設置・管理を義務化



違反時は罰則



③ 施設の指定 (調整池、雨水貯留浸透施設、貯水・耐水施設)

治水上、特に重要な施設は、同意を得て**知事が指定**

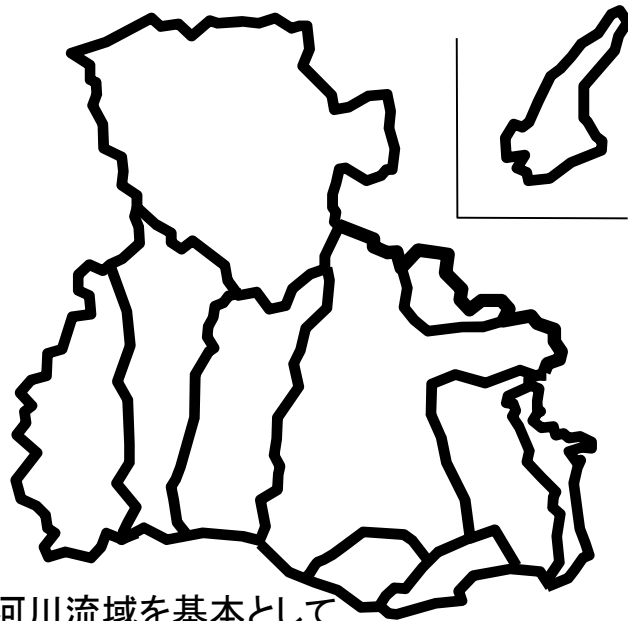
指定施設は、**取組の実施等が義務化** (違反時の罰則無)

2 総合治水条例の概要

地域毎の計画策定

- ④ 総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、
県土を11の地域に分け、各地域で「**地域総合治水
推進計画**」を策定する枠組みを規定

→ 策定時は「総合治水推進協議会」において広く県民の意見を聴く。



★ 河川流域を基本として

県土を11の計画地域に分割



★ 計画地域ごとに設置

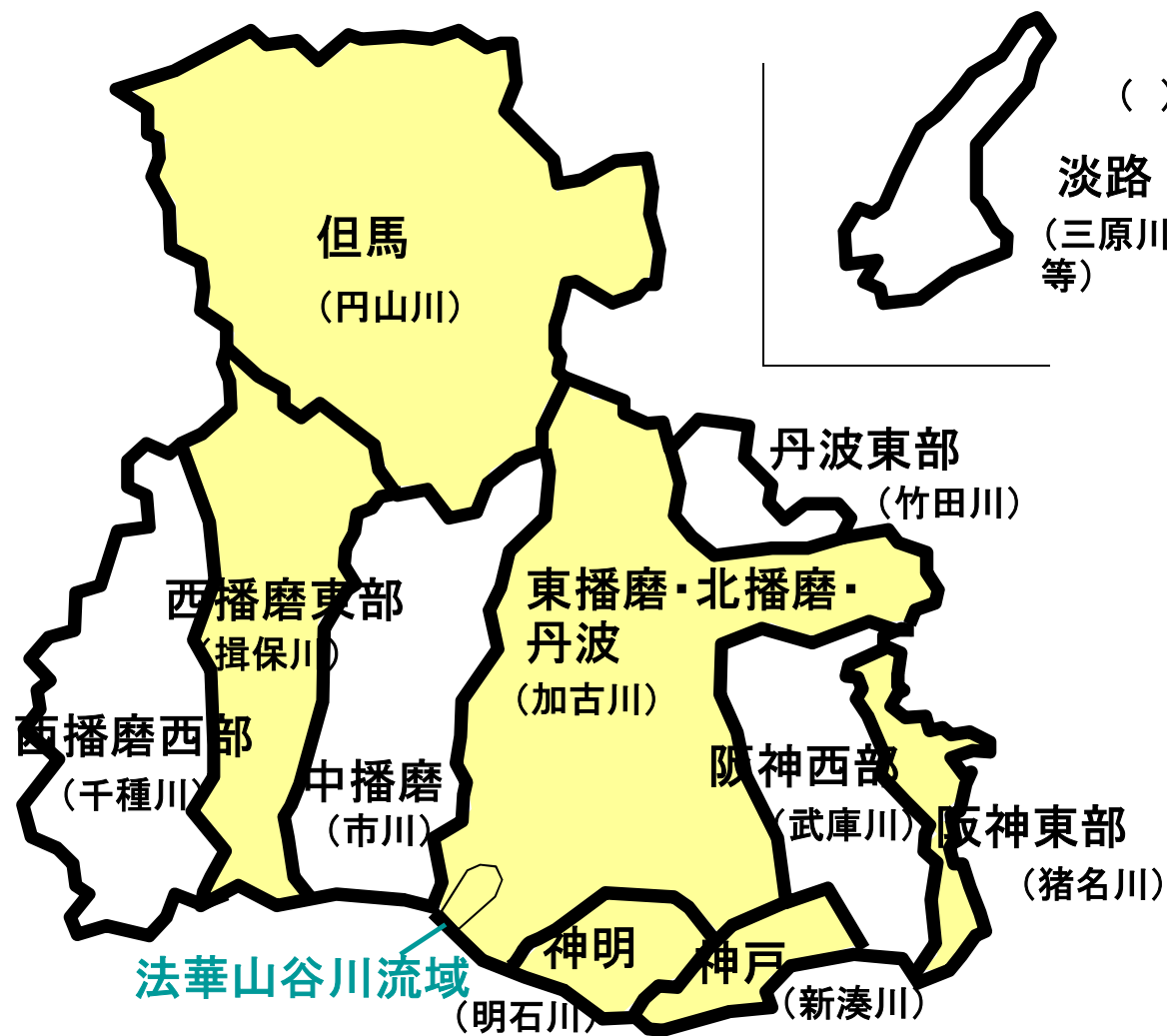
総合治水推進協議会



3 現在の取り組み状況

地域総合治水推進計画

H26年度
策定



神明地域総合治水推進計画 策定スケジュール(案)

	地域総合治水推進協議会	計画策定に向けた検討	備考
H26年4月			
5月	(個別協議)	概要作成 素案作成 解析検討	
6月			
7月	県・市調整会議		概要協議
8月	第1回 ワーキング	概要協議	
9月	第1回 協議会 県・市調整会議	概要・素案協議 原案協議	原案作成 解析検討
10月	第2回 ワーキング	原案協議	
11月	(個別調整)		
12月	第2回 協議会	原案協議	
1月	(個別協議)	修文等事務作業	
2月		パブコメ	
3月		案作成	